

<おしながき>

- 【1】トピック・最新判例・法改正情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】トピック・最新判例・法改正情報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

●今月はやはり働き方改革がホットでした。

時間外労働の上限規制、有給休暇付与義務などなど。働き方改革は待ったなしです。

3月1日には、弁護士伊山正和が、南都銀行様主催のセミナー「実践！働き方改革」で講師を務めました。

<http://kyotosogo-law.com/seminar1/>

この内容をアレンジして社内研修させていただくことができます。

お問い合わせは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

●アルバイトによる不適切な動画の投稿もありました。

大手飲食店でアルバイト従業員が不適切な動画を投稿し、全店舗を1日休業して従業員の再教育、店舗清掃の徹底を行う等の対応に迫られる事態となりました。

●不正競争防止法にも要注意です。

大手製鉄会社がデータ改竄により不正競争防止法違反で罰金 1 億円を受けました。

データ管理の重要性はこれからも増す一方です。

当事務所では、弁護士拾井美香が、6 月 13 日のセミナー「企業における営業秘密の管理」で講師を務めます。

お問い合わせは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

●特定個人情報や個人情報データの漏洩事案等の報告方法が変更になりました。

・特定個人情報

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/#mreport>

・個人情報データ

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

●アルバイトにもボーナスや有給休暇

2 月 7 日及び 15 日、大阪高裁（江口とし子裁判長）において、学校法人のアルバイト職員が、正社員と待遇に違いがあるのは労働契約法 20 条に違反すると主張して差額賃金等相当額の損害賠償を請求した事案において、賞与を正職員の 6 割以下としたこと、夏期特別有給休暇を支給しないこと、私傷病による欠勤中の賃金を限定したことが不合理であると判断され、これに相当する賞与等相当額の損害賠償が認められました。

働き方改革の一環で同一労働・同一賃金も大きなテーマとなります。今後も継続的にセミナーを予定していますので、当事務所 HP を随時チェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

●初の日本版司法取引で執行猶予付有罪判決

3 月 1 日、東京地裁（任介辰哉裁判長）において、初の日本版司法取引事例（不正競争防止法違反）で MHPS 元幹部 2 名が執行猶予付有罪判決となりました。

当事務所では、弁護士伊山正和が、2018 年 7 月 19 日のセミナー「日本版司法取引」で講師を務めました。

この内容をアレンジして社内研修させていただくことができます。

お問い合わせは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

●種苗法 2 条 5 項 2 号に基づく収穫物に対する権利行使の可否

3 月 6 日、知財高裁（鶴岡稔彦裁判長）は、しいたけの育成者権に基づく損害賠償等の請求について、収穫物の生産、譲渡等に対する権利行使が認められるのは、種苗の段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合に限り、その権利行使の一部を制限しまし

た。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5122

●独禁法改正案が閣議決定されました。課徴金減免制度等が改正されます。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/190312.html>

●外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）については法務省 HP が参考になります。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

●厚生労働省が「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04047.html

●3月19日、大阪府が過大な景品類の提供を行っていた新聞会社に対して措置命令を行いました。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34188>

●日弁連が社外取締役ガイドライン2019年改訂版を公表しました。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/survey.html>

当事務所でも社外取締役のご依頼を承っております。

●3月28日、消費者庁がPL法に関連する訴訟情報を公表しました。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/

●3月28日、経産省の日本企業の法務機能の在り方研究会「法務機能強化 実装ワーキンググループ」（第2回）が開催されました。

京都総合法律事務所は、企業活動のガーディアンのみならず、企業活動を加速させるパートナーです。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu_kino/jisso_wg/index.html

【2】セミナー案内

① 悪質クレマーに対する危機管理とリスク管理（4月11日，18日）

講師：弁護士野崎隆史

悪質クレイマーに対する「危機管理」と「リスク管理」のための対応策について解説するセミナーを開催いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

- ・クレーム発生時に対応するための社内体制が構築されていない
- ・悪質クレイマーの要求により社員が念書/契約書をかかされたことがある
- ・反社会的勢力に金銭的解決や経済的利益を求められた経験がある

詳しくは添付の PDF ファイルをご覧ください。

② 企業における営業秘密の管理（6月13日）

講師：弁護士拾井美香

顧客情報、技術情報等の営業秘密が流出した場合、企業は営業活動及び技術開発に大きな打撃を受けることになります。営業秘密の流出を防ぐためには、物理的・技術的管理体制を整備するとともに、社員に対する教育研修・契約書・就業規則等の見直し等が必要になってきます。

- ・企業と営業秘密保護の重要性
- ・営業秘密保護のための企業内の管理体制の整備
- ・従業員との秘密保持契約・誓約書をめぐるとの問題
- ・企業間における秘密保持契約のポイント

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】 ニュースレター案内

News Letter vol.3 を発行しました。

- ・終活における遺言書の作成（第1回）
- ・相続法も変わる！（中編）
- ・ドライブレコーダーのすすめ
- ・ミカリンの京都食べ歩き

<http://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2019/03/NewsLetter-vol.3.pdf>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2019年4月号, いかがでしたでしょうか？

春の甲子園, 和歌山出身の私としては, 市立和歌山(私が和歌山にいた頃は市和商)と智辯和歌山が決勝で当たるんじゃないか?!と少し期待しちゃってました。巨人に3タテを食らう阪神はまだオープン戦のはずなので, F1・レッドブルホンダのマックス・フェルスタッペンの天才的ドライビングに期待したいと思います(弁護士野崎隆史)。

本メールマガジンは, HPからご登録いただいた方, 当事務所が過去に名刺交換させていただいた方, セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見, ご要望, 送信先変更, 配信停止等は, 以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>